

令和4年7月26日

各県立学校長 様

保健体育課長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に
関するチラシについて（依頼）

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）についてのチラシ
を送付します。

つきましては、貴校教員等へ理解を促すようご指導いただくとともに、児童・
生徒及び保護者への周知をお願いします。

問合せ先
保健安全グループ 岡本
電話 (045)210-1111 (内線 8310)

新型コロナウイルス感染症の

りかん ご しょうじょう

こういしょう

罹患後症状(いわゆる後遺症)

について

WHOの定義によれば、罹患後症状(いわゆる後遺症)は、新型コロナウイルスに感染した人にみられ、少なくとも2ヶ月以上症状が続き、他の病気の症状として説明できないもの、とされています。

感染時から続く症状もあれば、回復した後に新たに出現する症状もあります。

主な罹患後症状の症状

罹患後症状については、明らかになっていないことが多く、症状や程度も様々です。適切に対応することで、多くの場合、症状は改善していくとされています。

つよ ひろうかん
強い疲労感
けんたいかん
倦怠感



ずつう
頭痛



いきぎ
息切れ
どうき
動悸



みかく しゅうかく
味覚・臭覚
しょうがい
の障害



だつもう
脱毛



ものわす
物忘れ
(考えがまとまらない)



その他

【上記のような症状が続いている場合は】

- ① 他の病気が隠れている場合や、持病がある場合は、その症状が悪化することもあるため、かかりつけ医や対応医療機関への受診をお勧めします。
- ② 罹患後症状のより詳しい情報や県内の対応医療機関についての情報は、県のホームページ『新型コロナウイルス感染症の罹患後症状(いわゆる後遺症)について』を参照してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/after-effect.html>



このチラシについての問い合わせは…

神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課 Tel.045-210-8309